◆「業務規程」の記載事項　(産業競争力施行規則第11条の13)

（協定に定める事項）

第十一条の十三

法第二十一条の二十二第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　事業適応促進業務の内容及び方法に関する事項

二　事業適応促進円滑化業務の内容及び方法に関する事項

三　事業適応促進業務に係る債権の管理に関する事項

四　その他事業適応促進業務及び事業適応促進円滑化業務の実施に関する事項